

地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム） 整備計画募集要項

山 梨 県 甲 州 市

1 募集の趣旨

甲州市では、平成 24 年度から 26 年度までの第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めてまいります。

これに伴い、平成 25 年度において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを行なう事業所を整備し、サービスの提供を開始する事業者を募集します。

2 整備施設、整備数及び圏域

- ・ユニット型地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム）（入所定員 29 人）
- ・ 1 施設
- ・ 塩山（旧塩山市の区域）、勝沼（旧勝沼町の区域）、大和（旧大和村の区域）のいずれの圏域でも可

3 募集期間

平成 24 年 10 月 15 日（月）から同年 11 月 16 日（金）まで

4 応募者及び提出について

① 応募者は、社会福祉法人又は社会福祉法人設立の見込みがある者であること。また、高齢者福祉及び介護保険制度に深い理解を有するとともに、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム）を開設し、運営することの責任を自覚している者であること。

② 応募者は、上記 3 の募集期間内に、別紙「整備計画の作成」により作成した整備計画を甲州市福祉介護課に提出すること。

提出の際、書類の確認及びヒアリングを行うので、事前に甲州市福祉介護課介護保険担当と提出日程について調整すること。

③ 提出場所・時間

- ・ 提出場所（照会先） 甲州市役所 福祉介護課 介護保険担当
山梨県甲州市塩山上於曾 1085 番地 1
電 話 0553-32-2111（代表）
0553-32-5066（直通）
F A X 0553-20-6167

- ・ 提出時間 募集期間中の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 整備計画について

- ① 作成すべき整備計画の内容は、別紙「整備計画の作成」のとおり
- ② 注意事項
 - ・ 提出された書類に偽造、虚偽の記載等があった場合は、提出自体がなかったものとする。
 - ・ 提出後の書類の差替えや整備計画の出し直しは、認めない。
 - ・ 提出後の整備計画地の変更は、将来に亘って認めない。
 - ・ 提出の際のヒアリングや提出後の審査の過程で、市から照会があった事項や提出を依頼された資料は、速やかに回答や提出を行うこと。
 - ・ 契約関係書類等、書類の写しを提出する場合は、原本と相違ない旨の証明を記載すること。
 - ・ 同一敷地は不可とし、隣接敷地は当該項目についての評価が低くなる可能性がある。

6 整備日程

整備日程は、平成25年度着工、平成26年度竣工及び開設とする。

計画書作成に当たっては、農地法等各種規制法令の手続きを十分確認し、余裕のある日程とすること。

7 整備計画の選定

- ① 提出を受けた整備計画の中から市が設置する審査委員会の審査を経て、今回整備する計画を選定する。

審査に当たっては、審査委員会は、甲州市介護保険運営協議会の意見を聴き、その意見を事業者選考に反映させる。
- ② 選定は、平成25年1月中旬を予定している。

8 選定の結果

選定の結果は、応募者に直接通知する。

9 遵守事項

- ① 整備及び運営に当たっては、介護保険法その他の関係法令、通知等を遵守すること。
- ② 地域密着型のサービスであるため、地域医師会等医療関係者及び地域の福祉関係者と連携して事業を実施すること。
- ③ 計画段階から、地域住民との協議を充分行うなど、地域のニーズに配慮すること。

1 0 入所者について

地域密着型サービスは、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるために創設されたものである点を踏まえ、今回の整備施設の入所者は、原則として本市に住民登録をしている者とします。

1 1 その他

- ① 今回選定された事業については、平成25年度において、県に介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金（事業が終了した場合は国の交付金）の申請を行う予定であり、選定された事業者は、本市の一般競争入札に準じた方法により、建設業者を選定してください。
- ② 応募に関して必要な費用は、応募者の負担です。
- ③ 提出された書類中の個人情報等については、本選考以外の目的には使用しません。
- ④ 事情により、応募を取りやめる場合は、速やかにその旨を届け出てください。